



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

人生 100 年時代と言われる長寿社会を迎え、私たちが長い人生を安心して生きていくためには、様々な課題を地域の中で解決していくことが重要です。高齢者の増加や少子化による人口減少の影響、また社会生活においては、ライフスタイルが多様化するとともに、単身世帯の増加等により地域とのつながりが希薄化しています。このような社会変化とともに生じる問題は複合的であり、例えば、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障害者に対する虐待、引きこもり状態などの長期化や 8050 問題、子育てと介護のダブルケアの問題、貧困や孤独死、自殺者の増加など多岐に渡っています。

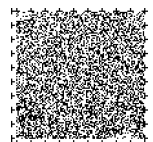
国ではこうした問題に対し、福祉を取り巻く様々な法制度の整備を進め、対応を図ってきました。

介護保険法の改正（平成 27 年 4 月施行）において、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）においては、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

平成 29 年 6 月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布による、「社会福祉法」（平成 30 年 4 月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。

更に、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症、交通事故、詐欺等の様々な脅威や不安が高まり、これまでの生活が一変してしまう恐れが懸念され、だれもが安心して暮らせる地域社会のまちづくりも重要な課題です。

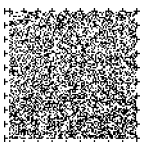


このだれもが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者や、犯罪をした者等であっても、社会全体で支援していくなど、様々な視点からの施策に取り組む必要があります。

平成 28 年 5 月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の公布により、判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護すること、そして成年後見制度を円滑に利用できるよう支援することが行政の責務として明らかになり、「市町村基本計画」の策定が努力義務化されました。

また、平成 28 年 12 月には「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布により、行政には再犯防止対策を進める責務があることが明示され、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されました。

本市では、平成 28 年度から 5 年間の期間とする「第 5 期福生市地域福祉計画」を策定し、“すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり”を目指し、取組を進めてきました。計画期間が令和 2 年度に終了することから、策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、「第 6 期福生市地域福祉計画」を策定します。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

#### 【参考】 社会福祉法（抜粋）

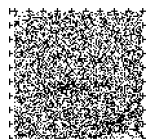
##### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



## (2) 福生市総合計画（第5期）との関係

本計画は、『福生市総合計画（第5期）』が目指すまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の実現のために、まちづくりの五つの行動指針を踏まえた、福祉分野の「上位計画」として策定します。

この五つの行動指針は、地域福祉分野においても、目指すまちの姿を実現するための重要な行動指針となるものです。

### 生み出す

これまで地域にあったもの・考え方・関係性・活力を基に、新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が、新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

### 守る

福生市に受け継がれている想いのたすきを大事にすることや、福生市に関わるものを犯罪・災害・事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

### 育てる

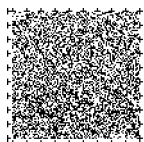
福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることにつながります。

### 豊かにする

福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものにする事につながります。

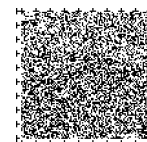
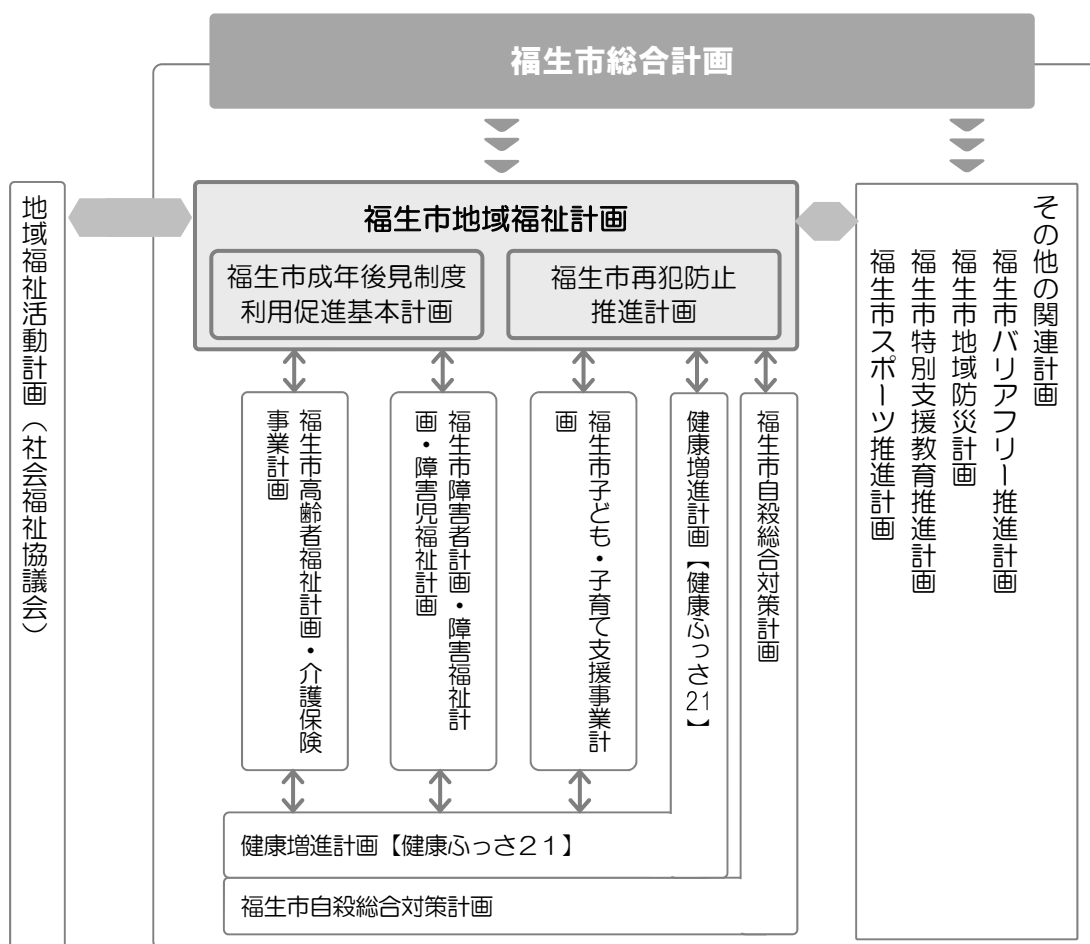
### つなぐ

福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。



### (3) 市の主要な計画及び関連計画との関係

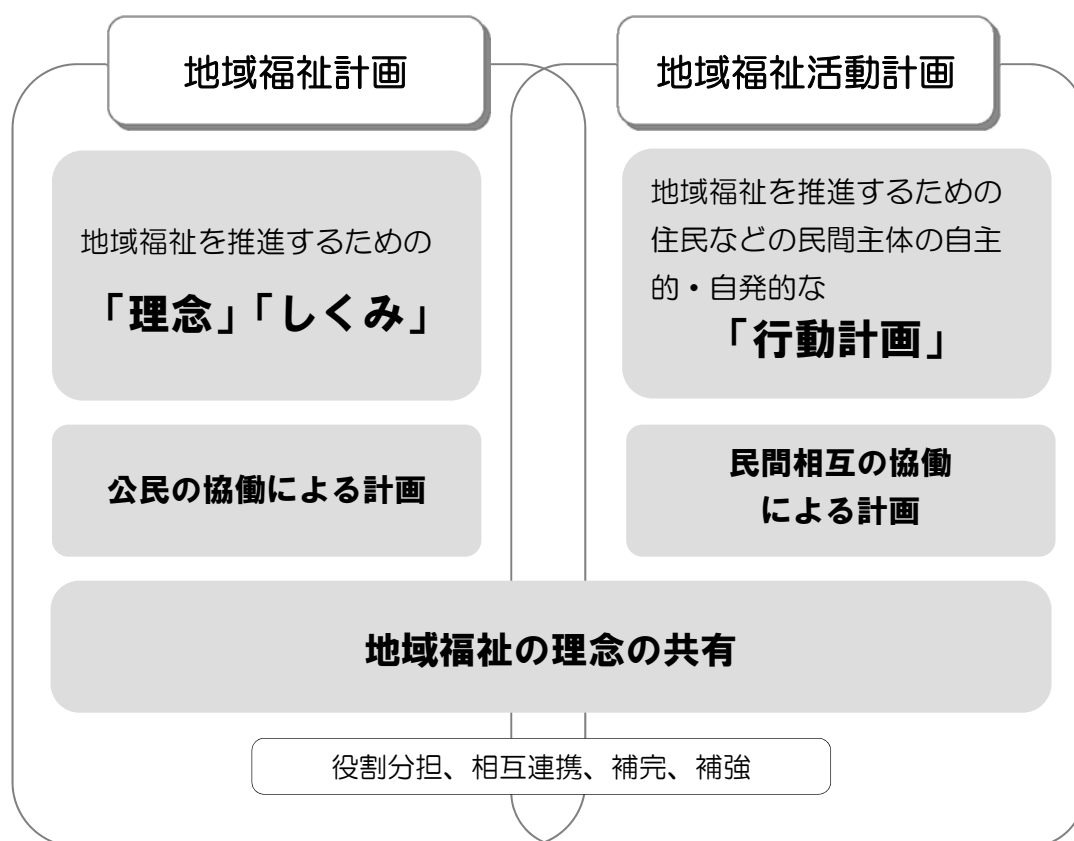
地域を取り巻く様々な生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を進めていくため、『福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』『福生市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』『福生市子ども・子育て支援事業計画』『健康増進計画【健康ふっさ21】』、『福生市自殺総合対策計画』などの市が策定した計画に、本計画が定める地域福祉に関する共通して取り組む事項を盛り込むことで、本計画を福祉分野の上位計画と位置づけます。また、『福生市バリアフリー推進計画』など、関連する各種計画等との整合・連携を図り施策を推進します。



#### (4) 地域福祉活動計画との関係

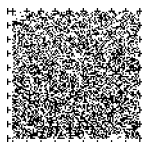
地域住民と地域の福祉の担い手であるボランティア、NPO法人等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として福生市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら、地域福祉を進展させていきます。



※地域福祉活動計画の主な内容

- ・小地域福祉活動の推進（ふれあいいいききサロン等）
- ・ボランティア市民活動の推進（FVAC）
- ・住民参加型の在宅福祉サービスの推進（ほっとサービス事業等）
- ・地域福祉を推進するための協働の場づくり



## 3 計画の改定にあたって

### (1) 国の動き

国ではこれまで、高齢者、障害者、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、昨今、様々な分野の課題が同時にいくつも重なり合うことや、世帯の中で課題を抱えた人が複数存在するなど、複数の分野にまたがる複合的な支援を必要とするケースが増加しています。このため、対象者ごとに整備されてきた公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対し、これまでの公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと展開し、また、市民の一人ひとりが地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えることで、地域全体の暮らしの豊かさにつながる「地域共生社会」の実現を目指しています。

#### 「地域共生社会」とは

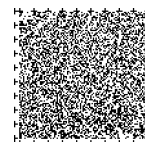
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会  
(平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

### (2) 地域共生社会に向けた法改正

国では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日 公布）」の中で、法を一部改正しています。この改正では、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、更には「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題に対し、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指しています。

これまで、高齢期のケアを念頭に置いた概念として「地域包括ケアシステム」がうたわれていましたが、地域共生社会の実現に向けて、子どもや障害者等への支援や複合的な課題にも拡大させた包括的支援体制の構築が求められており、地域包括ケアをより普遍化した概念として考えていくことが求められています。

本計画ではこの考え方を踏まえ改定を行っています。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
				福生市総合計画（第5期） （令和2年度～11年度）					
第5期福生市地域福祉計画 （平成28年度～令和2年度）				第6期福生市地域福祉計画 （令和3年度～7年度）					
				見直し					

## 5 計画策定の経緯

### （1）福生市地域福祉推進委員会

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉推進委員会」において審議されました。

### （2）パブリック・コメント手続

計画（案）について、市民意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施し、寄せられた意見を計画に反映しました。

